

AGCディスプレイglas米沢 グリーン調達ガイドライン

Rev.4

2025年12月1日

AGCディスプレイglas米沢株式会社

調達・ロジスティクス課

安全環境室



-目次-

	ページ
■はじめに	3
1. グリーン調達ガイドライン制定の目的	4
2. 適用範囲	4
3. お取引先様へ提出をお願いする帳票類	4
4. オートモーティブカンパニーアジア事業本部／建築ガラス アジアカンパニーの管理対象化学物質	5
5. お取引先様への要求事項	5
5. 1環境管理体制に関する要求事項	5
5. 2含有化学物質に関する要求事項	6
5. 3鉱物調達方針	7
5. 4その他の調査に関する要求事項	7
6. 調査書類のご提出について	8
7. 調査書類の取り扱いについて	9
8. 調査書類の提出先・問合せ窓口について	10
9. 用語の定義	10
10. 関連する業界団体及びそのガイドライン等	12
11. 管理対象化学物質の選定にあたって配慮した主な法規制等	13
12. 改訂履歴	14

各種調査様式及びその記入例(Appendix 1)

様式1： 環境マネジメントに関するアンケート調査票

様式2： グリーン調達に関する誓約書

様式4： 含有化学物質調査票[全分野]

様式5： 化学物質非含有宣言書

様式6： 化学物質非含有宣言書(包装材用)

Appendix 2 : 管理対象化学物質リスト(別冊)

このAGCグリーン調達ガイドラインの著作権は、AGC(株)、及び、AGCディスプレイグラス米沢(株)に属します。
断りなしの転載を禁じます。

■はじめに

本グリーン調達ガイドラインの改訂にあたり

お取引先の皆様には、日頃より弊社の環境活動へのご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび弊社では、企業に対する環境問題や社会的な責任に関する要請がこれまで以上に高まっている状況を鑑み、そのようなご要請により早く確実に対応していくことを目的として、今まで運用してきたグリーン調達ガイドラインを一新し、AGC株式会社オートモーティブカンパニー／建築ガラス アジアカンパニーの制定するグリーン調達ガイドラインを弊社のグリーン調達ガイドラインとして採用することといたしました。

物質リストも、AGC株式会社オートモーティブカンパニー／建築ガラス アジアカンパニーに合わせ、より詳細かつ社会の動向に即した内容に変更いたします。

欧洲をはじめとする化学物質の規制は、従来の行政主導から企業がみずからリスク評価を進めなければならないかたちに変わってきています。これらの規制に照らし合わせ弊社製品を構成する全ての原材料・部品等をチェックするためには、皆様のご協力が必要です。

当ガイドラインに基づき、環境負荷の低減を 予め素材、仕様に設計から織り込んでいただきたくお願いいたします。

また、従来からの購買要件として、環境管理にかかる認証を取得するなど、管理システムを構築されている組織とお取引させていただく方針を継続しております。弊社は ISO9001、IATF16949、およびISO14001に基づいて取引先評価制度を運営しておりますが、取引開始時点および取引継続見直し時点で、認証を有するお取引先は有利な評価を得られる仕組みとなっておりますので、これらの取得またはこれらに適合する管理レベルの実現に向けた取り組みをお願い致します。

AGCグループは、持続可能な発展のため、お取引先の皆様にご協力いただきながら、今後もグリーン調達活動を継続・発展させてまいります。

引き続き、皆様方のご理解とご協力を重ねてお願い申し上げます。

AGCディスプレイグラス米沢株式会社

安全環境室長

木村 弘人

調達・ロジスティクス課長

原田 裕二

1. グリーン調達ガイドライン制定の目的

AGCグループでは、調達基準のひとつとして「AGCグループグリーン調達統合ガイドライン」を制定しています。骨子は以下の2点です。

- ・第一に、調達する資材・サービスから有害な物質を規制します。
- ・第二に、お取引先様のうち環境管理システムと品質管理システムの第三者認証を取得、維持されているお取引様を優先します。

本ガイドラインはこのAGCグループグリーン調達統合ガイドラインを踏まえ、建築ガラス業界、自動車業界の顧客要求等に順応するようまとめたものです。本ガイドラインには、弊社がお取引先様から物品を調達する際の製品含有化学物質管理に関する考え方とその調査方法を示してあります。

弊社の製品が、各国及び各地域の法令と規制を順守するとともに、安全性と環境への適切な配慮を行うことで持続可能な社会実現に貢献することを目的としています。

2. 適用範囲

本ガイドラインは、以下に示す通り、弊社が販売する製品を構成する全ての原材料、部品、製品等の調達品及び生産活動に関する全ての購入品に適用します。

- ・弊社が製品の製造に使用する原材料、部品、製品
- ・弊社の製品を梱包する包装材
- ・弊社が生産を委託する製品に使用する原材料、部品、製品、包装材

3. お取引先様へ提出をお願いする帳票類

・提出をお願いする帳票類

・様式1 環境マネジメントに関するアンケート調査票
・様式2 グリーン調達に関する誓約書
・様式4 含有化学物質調査票
・分析結果 又は様式5 化学物質非含有宣言書
・様式6 化学物質非含有宣言書(包装材用)
・SDS (Safety Data Sheet)(安全データシート)
・CMRT (EMRTは含有の場合のみ) (鉱物調達報告テンプレート)

詳細は6項で説明します。

尚、本ガイドラインで「自動車部品」とは、弊社オートモーティブ事業向けに納入頂く原材料、部品、製品を指すものとします。

4. オートモーティブカンパニー・アジア事業本部／建築ガラス アジアカンパニーの管理対象化学物質

管理対象物質は最新のGADSLに適合することを基本とする。

AGC独自の管理対象物質と2024年5月時点のGADSLをAppendix 2(別冊)に示します。

都度追加される(REACHの)SVHCにつき、Appendix 2に無くても管理対象です。

管理対象化学物質の管理区分は以下の通りです。

S: 製品、部品等への含有を禁止する化学物質

A: 定められた期限までに、削減もしくは代替を実施する化学物質

B: 削減もしくは代替を検討すべき化学物質

C: 含有情報を把握、報告する化学物質

V: 製造工程における使用状況を把握、報告する化学物質

管理区分A, Bの物質を含有する場合は代替物質の検討を進めて頂きたく、

お願い申し上げます。

※ ○○化合物などの物質群(総称)の行に表示される管理区分は、その内訳に含まれる化学物質の中で、最も管理区分の厳しい種類を表示していますので、ご注意ください。

5. お取引先様への要求事項

5. 1 環境管理体制に関する要求事項

- ・ 購買取引基本方針

AGCグループ購買取引基本方針を順守してください。

<https://www.agc.com/company/purchasing/index.html>

- ・ AGCグループグリーン調達統合ガイドライン

https://www.agc.com/company/pdf/shizai_03_01.pdf

- ・ 環境マネジメントシステムの構築及び運用

お取引先様には、環境マネジメントシステムの構築を要求します。

ISO14001又は下記の第三者認証機関による認証制度に準拠した環境管理体制の構築と認証取得をお願いします。

●エコアクション21(環境省)

●エコステージ/ECO-STAGE(一般社団法人 エコステージ協会)

●KES・環境マネジメントシステム・スタンダード (特定非営利活動法人 KES環境機構)

- ・サプライチェーン管理

サプライチェーン上の上流(川上)企業や、二次、三次の取引先に対しても、適切な環境マネジメントが実施されるよう働きかけ、情報伝達が的確に行われるようお願いいたします。

- ・第二者監査へのご協力

環境マネジメントシステムの構築と運用の状況及びその結果としての環境パフォーマンスがどのように達成されているかを評価するために、第二者監査の実施をお願いすることがあります。

5. 2 含有化学物質に関する要求事項

5.2.1 原材料、部品及び製品等の含有化学物質に関する要求事項

- ・含有化学物質の管理

原材料、部品及び製品等の含有化学物質は、関連する各種法規制の最新情報を入手して、それを順守するとともに、Appendix 3として記載している物質リストである

AGC AAAS/AGAP管理対象物質リストの管理区分に基づいた基準を順守してください。

都度追加される(REACHの)SVHCにつき、Appendix 2に無ければBとして管理してください。

都度追加される(REACHの)認可対象物質につき、Sとして管理してください。

下記URL等で最新情報をご確認ください。

認可対象候補物質(SVHC): <https://echa.europa.eu/web/guest/candidate-list-table>

認可対象物質: <https://echa.europa.eu/authorisation-list>

- ・RoHS/ELV指令対象物質等の非含有確認

RoHS/ELV指令の対象物質(カドミウム、鉛、水銀、六価クロム)の非含有をサプライチェーンを上流まで遡って無添加を確認してください。

その他の方法については、個別にご相談ください。

ただし、お客様の要求で、個別に分析をお願いする場合がございます。

5.2.2 弊社への納入品の製造工程に関する要求事項

- ・製造工程において使用する化学物質の情報提供

AGC AAAS/AGAP管理対象物質リストにおいて、

工程情報区分: Vで示される物質(「クロロフルオロカーボン(CFC)及びその他のオゾン層破壊物質」「シックハウス(室内空気汚染)関連物質」)を、製造工程内で使用している場合、製品への含有(残存)の有無に関わらず、その情報をご提供ください。

- ・製造工程において使用する化学物質の環境負荷低減
製造工程で使用する治工具類などに含まれる化学物質についても、製品等への転写の可能性を考慮し、使用禁止や削減に努めてください。

5.2.3 包装材に関する要求事項

- ・包装材に関する管理

包装材について、様式6に記載の重金属4物質とREACH-SVHCをご確認下さい。

(注:SVHCは禁止ではありませんので、含有の場合は含有量をご報告ください。)

認可対象候補物質(SVHC): <https://echa.europa.eu/web/guest/candidate-list-table>

5. 3 鉱物調達方針

- ・AGCグループ責任ある鉱物調達方針

この方針に基づき、下記のご協力をお願い致します。

<https://www.agc.com/company/purchasing/03/index.html>

- ・紛争鉱物等の精錬所調査

Conflict Minerals(紛争鉱物)の含有状況をCMRT等の所定の書式を用いて、サプライチェーンを遡り精錬所まで確認して下さい。

紛争地域等のハイリスク地域からの購入がある場合は、原因調査・対策をお願いします。

紛争鉱物の4金属以外に、製品にコバルトまたはマイカを含有する場合はEMRT帳票での調査・報告を願います。

(例:コバルト系顔料等)

また、上記6鉱物以外に、顧客の要求によりAMRT帳票を要求する可能性があります。

5. 4 その他の調査に関する要求事項

- ・GHG(温室効果ガス)排出抑制／削減活動のお願い

地球温暖化防止のために、自社でのGHG排出抑制／削減活動の積極的な取り組みをお願いします。

- ・ライフサイクルやその他環境に関する調査の協力願い

製品のLCA(ライフサイクルアセスメント)やGHG(温室効果ガス)やCDP(旧称:カーボン・ディスクロージャー・プロジェクト)の評価や報告などについて、個別にお願いすることができますので、ご協力ください。

- ・上記以外にも、お客様からの個別の要請により、調査を依頼する場合があります。

6. 調査書類のご提出について

・提出をお願いする帳票類(詳細)

提出帳票類	対象製品等	提出先
・様式1 環境マネジメントに関するアンケート調査票	すべて	
・様式2 グリーン調達に関する誓約書	すべて	
・様式4 含有化学物質調査票	原材料・部品・原材料 * 包装材は除く。	
・分析結果 又は ・様式5 化学物質非含有宣言書	原材料・部品・原材料 * 包装材は除く。 * 自動車用を含む。	AGCディスプレイglas米沢株式会社 調達・ロジスティクス課
・様式6 化学物質非含有宣言書(包装材用)	包装材	
・SDS (Safety Data Sheet) (安全データシート)	化学品(薬品類) * 例:塗料、接着剤等	
・CMRT (鉱物調達報告テンプレート) (・EMRTは含有の場合)	原材料・部品・原材料・ * 包装材は除く。	

・ 製品含有化学物質情報に関するお願い

製品が自動車部品以外の場合は、様式4に全構成物質を記載ください。

AAAS/AGAP管理対象物質は必ずご報告ください。

特定できない物質は10%以内(上記管理物質の非開示は不可)でお願いします。

・ REACHによる管理対象物質の追加に関するお願い

新規追加されたREACH SVHC(認可対象候補物質):(分類B)及び

認可対象物質:(分類S)もご報告ください。

・ RoHS / ELV指令等対象物質の分析結果又は様式5のご提出のお願い

分析結果(様式はフリー)又は「化学物質非含有宣言書(様式5)」をご提出ください。

弊社もしくは調査委託先より、必要に応じて、分析結果のご提供をお願いすることがありますので、ご協力ください。

・ 包装材に関するお願い

包装材とは、弊社がお客様に納入する部品の包装に使用するものをいいます。

例えば、欧州向けなどの包装材が調査の対象となります。

弊社もしくは調査委託先より依頼があった場合は、様式6をご提出ください。

- ・ SDS

納入品が化学品(混合物や薬品類)の場合は、SDSもご提出ください。
(例:コーティング液、ペレット)
(成形品等の納入部品の場合は不要です。)

- ・ 提出済みの情報に変更が生じた場合のお願い

原材料や製造工程の変更、もしくは新たな情報の入手によって、
提出済みの含有化学物質情報に変更が生じた場合には、
様式4、分析結果又は様式5、様式6、SDS等の更新情報を、
遅滞なくご提出ください。

- ・ 紛争鉱物等の調査に関するお願い

紛争鉱物(Conflict Minerals)の含有の有無及び
「有」の場合は、精鍊所情報をCMRT(帳票)でご報告ください。(例:インク)
コバルトとマイカの含有がある場合はEMRTでご報告ください。(例:コバルト系顔料)
原則として、毎年調査を行います。
RMI(URL) <https://www.responsiblemineralsinitiative.org/>
帳票の記入方法については、JEITA(電子情報技術産業協会)や
JAMA / JAPIAの説明会等にご参加ください。
JAMA(URL) https://www.jama.or.jp/c_minerals/index.html
JEITA(URL) <https://home.jeita.or.jp/mineral/index.html>

- ・ 調査ご協力のお願い

上記の提出期限/時期以外にも、弊社もしくは調査委託先より、必要に応じて
帳票類のご提出やデータ入力をお願いすることがありますので、ご協力ください。

7. 調査書類の取り扱いについて

ご提出された書類は、弊社内部資料として共有し、そのまま外部への公開はいたしません。
ただし、ご送付いただいた含有化学物質情報は弊社製品の含有化学物質情報の一部として、
また、RoHS/ELV指令対象物質の分析結果は、お客様へのエビデンスとして
利用させていただくことがあります。

8. 調査書類の提出先・問合せ窓口について

- ・環境マネジメントに関するアンケート調査票(様式1)
- ・グリーン調達に関する誓約書(様式2)
- ・含有化学物質調査票(様式4)
- ・非含有宣言書(様式5)
- ・非含有宣言書(包装材用)(様式6)
- ・CMRT / EMRT (鉱物調達報告テンプレート)

■上記の提出先 (および様式4・5・6内容問い合わせ窓口)

AGCディスプレイグラス米沢株式会社

調達・ロジスティクス課

TEL: 0238-28-8304

9. 用語の定義

・原材料、部品、製品

例: 原材料、付属品、部品、半完成品、完成品購入品など。

・管理対象化学物質

法規制及び業界標準等に基づいて管理対象とすることを定めた化学物質。

・CAS番号

米国化学会の一部門である化学物質情報サービス機関(CAS: Chemical Abstracts Service)が、化学物質に付与している番号。

・化学物質の「含有」

- ①意図的かどうかに関わらず、閾値として設定された濃度を超える化学物質を含む場合。
- ②閾値として設定された濃度を超えるかどうかに関わらず、意図的に添加している場合。

・閾値(しきいち)

含有する化学物質の濃度がこの値を超えると、本ガイドラインの要求事項に従って、削減や代替、あるいは含有化学物質情報の提供等を行わなければならない限界を示す濃度レベル。

なお、閾値以下であっても、意図的な添加は含有とみなすので、含有化学物質情報の提供は必要である。

・化学物質の「意図的添加」

材料、部品、製品等に一定の性能を持たせるために添加された状態。

- ・不純物

原材料中に含有され工業材料の精製過程で工業技術的に除去しきれない物質または合成反応の過程で生じた工業技術的に除去しきれない物質を指す。

- ・均質材料

異なる材料へと機械的に解体できない素材。均質という用語は、「全体的に一様な組成であることを意味する。

均質材料の例: プラスチック、セラミック、ガラス、金属、合金、めっき、接着層、未塗装基板、樹脂、コーティングなど。

- ・機械的に解体

その材料が、例えば、ねじ外し、切断、破壊、粉碎、研磨工程のような機械的操作によって分離できること。

- ・化学物質の含有量・含有率

材料、部品、製品を均質材料になるまで解体した最小単位で評価する。

- ・変換工程

化学品を成形品に変換する工程。塗装、印刷、めっき、接着剤で固める、樹脂成型など。この際に、溶剤揮発や化学反応による組成変化があるので注意が必要。

- ・SDS

化学物質等安全データシート又は製品安全データシート。Safety Data Sheetの略。

化管法、安衛法、毒劇法の規制対象化学品(薬品類)はSDSの提供が義務化されています。

- ・Conflict Minerals(紛争鉱物)

米国で定められ、現在は錫、金、タンクステン、タンタルの4種金属が対象となっている。

この紛争鉱物4金属に加え、人権侵害等に係る高リスク鉱物として、コバルト、マイカ等も調査対象となっている(下記「EMRT」参照)。

- ・RMI 帳票(CMRT)

上記のConflict Mineralsについて精錬所の情報を伝達する業界標準の帳票

- ・EMRT帳票

コバルトやマイカの精錬所の情報を伝達する業界標準の帳票

- ・AMRT帳票

上記6鉱物以外を調べる場合の業界標準帳票

・ chemSHERPA

chemSHERPAは、従来使用されていたAISやMSDSplusに代わる、化学物質情報を開示・伝達するための仕組み。

- ・ その他の一般的な用語の定義は、アーティクルマネジメント推進協議会(JAMP)の発行する「製品含有化学物質管理ガイドライン」に基づくものとする。

<https://chemsherpa.net/docs/guidelines>

10. 関連する業界団体及びそのガイドライン等

本ガイドラインに基づいたグリーン調達の取り組みにおいては、以下に記載する業界団体及びその団体の発行するガイドライン等もご参照ください。

・ JAMA (Japan Automobile Manufacturers Association, Inc.)

一般社団法人 日本自動車工業会(略称:自工会)

<https://www.iama.or.jp>

・ JAPIA (Japan Auto Parts Industries Association)

社団法人 日本自動車部品工業会(略称:部工会)

<https://www.japia.or.jp/>

・ chemSHERPA (ケムシェルパ)

経済産業省が開発した製品含有化学物質の情報伝達共通スキーム。

さまざまな業界で利用でき、サプライチェーンの川上から川下まで、
共通の考え方に基づく情報伝達を実現する。

<https://chemsherpa.net/chemSHERPA/>

・ JAMP (Joint Article Management Promotion-consortium)

アーティクルマネジメント推進協議会。アーティクル(部品や成形品等)が含有する化学物質等の情報を適切に管理し、サプライチェーンの中で円滑に開示・伝達するための具体的な仕組みを作り普及させることを目的として発足した。

chemSHERPAの運営を担当している。

<https://chemsherpa.net/jamp/about>

・ RMI (Responsible Minerals Initiative)

紛争鉱物に関する国際組織

<https://www.responsiblemineralsinitiative.org/>

11. 管理対象化学物質の選定にあたって配慮した主な法規制等

管理対象化学物質の選定には、以下の法規制等に配慮しています。

- ・ GADSL (Global Automotive Declarable Substance List)

各国の自動車関連メーカーで組織されたGASG (Global Automotive Stakeholder Group) が制定した、自動車業界共通の規制対象化学物質リスト。

規制のレベルは、P(Prohibited): 禁止、D/P: 使用目的によって禁止/申告)、D(Declarable): 申告の3つに区分されている。

<https://www.gadsl.org/>

<https://public.mdsystem.com/ja/web/imds-public-pages/gadsl>

- ・ 化管法(PRTR法)

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/index.html

<https://www.env.go.jp/chemi/prtr/risk0.html>

https://www.nite.go.jp/chem/prtr/prtr_index.html

- ・ 化審法

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/index.html

<https://www.env.go.jp/chemi/kagaku/index.html>

https://www.nite.go.jp/chem/kasinn/kasinn_index.html

- ・ シックハウス(室内空気汚染)関連物質

国土交通省関連ページ

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk_000043.html

- ・ オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書

ウィーン条約に基づき、オゾン層を破壊するおそれのあるフロン等の規制措置を定めたもの。

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/ozone/law_ozone_outline.html

https://www.env.go.jp/earth/ozone/montreal_protocol.html

- ・ REACH (Registration, Evaluation, Authorization and Restriction of Chemicals)

欧州における化学物質の登録、評価、認可及び制限に関する規則。

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/int/reach_link.html

<https://www.env.go.jp/chemi/reach/reach.html>

- ・ ELV(End of Life Vehicle)指令

欧州における使用済み自動車のリサイクル等に関する指令

リサイクルの妨げとなる有害物質の使用制限等を課している。

<https://www.jetro.go.jp/world/europe/qa/01/04A-081201>

- ・ RoHS (Restriction of the use of certain Hazardous Substances) 指令
欧州における電気・電子機器への有害物質使用制限指令
<https://www.jetro.go.jp/world/europe/qa/01/04J-100602>
- ・ WEEE (Waste Electrical and Electronic Equipment) 指令
欧州における電気・電子機器廃棄物の収集とリサイクルに関する指令
<https://www.jetro.go.jp/world/europe/qa/01/04J-100601>
- ・ ドッド・フランク (Dodd Frank) 法(米金融規制改革法) 1502条(紛争鉱物条項)
米国証券取引委員会に提出する年次報告書に、紛争鉱物が製品に
含まれているか否かを記載する義務を課している。
https://www.ama.or.jp/c_minerals/index.html
<https://home.jeita.or.jp/mineral/dispute/index.html>
<https://www.responsiblemineralsinitiative.org/>

12. 改訂履歴

改訂年月日	改訂内容	改訂理由
2009年11月24日	新規制定	—
2016年1月6日	2. 適用範囲の変更	工程内副資材も対象にするための変更(AGCがドライインの変更による。)
2017年12月21日	2. 適用範囲の変更 5. 2)分析要求対象品の変更 7. 別紙1の名称変更	車載事業に係る資材を追加 AES文書データ名変更による
2022年5月9日	グループ名変更、紛争鉱物等追記、環境負荷物質追記、調査書類の様式追加、等	AGCEDがドライインの変更による
2025年12月1日	AGC株式会社オートモーティブカンパニー・アジア事業本部／建築ガラス アジアカンパニーの制定するグリーン調達ガイドラインVer.12 の内容を新たに採用	事業単位のグリーン調達について、より高度でシームレスな管理を実現する

発行管理者

AGCディスプレイグラス米沢株式会社 調達・ロジスティクス課
TEL:0238-28-8304